

令和 7 年度県有施設 Free Wi-Fi 整備工事 仕様書

1. 工事名

令和 7 年度県有施設 Free Wi-Fi 整備工事

2. 適用

本仕様書は、令和 7 年度県有施設 Free Wi-Fi 整備工事に適用する。

3. 工期

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 工事場所

No.	施設名	住所
1	石川青少年の家	うるま市石川 3491-2
2	宇堅海浜公園	うるま市宇堅 644-3
3	沖縄県立埋蔵文化財センター	西原町上原 193-7
4	中城公園	北中城村字荻道平田原 370-2
5	浦添大公園	浦添市仲間 2-53
6	糸満青少年の家	糸満市字賀数 347 番地
7	沖縄県平和創造の森公園	糸満市山城 449
8	八重山平和祈念館	石垣市新栄町 79-3

5. 工事の目的

沖縄県が所有する公共施設において、県民の利便性向上と災害時における重要な通信インフラとしての利用を図るため、県が民間事業者と協力して整備している「Be. Okinawa Free Wi-Fi」を利用して、Free Wi-Fi を整備する。

6. 工事内容

- (ア) 本工事において、アクセスポイント、ルーター等、Free Wi-Fi 環境を構築するために必要な機器の設置工事及び Wi-Fi 機器の設定作業を実施すること。
- (イ) アクセスポイントを設置する場所は別添図面のとおりとし、詳細については発注者と協議し、工事打合せ簿にて報告すること。なお、アクセスポイントの設置台数は別添数量表のとおり、原則 1 施設につき 1 台とし、予備機（屋外用）1 台を含むこと。
- (ウ) Free Wi-Fi の通信回線は 1Gbps ベストエフォート型で提供することとするが、場所により 1Gbps ベストエフォート型の通信回線を提供できない場合は、代替回線について発注者と協議し、工事打合せ簿にて報告すること。
なお、上記通信回線の開通に係る費用及び引き渡しまでの期間の回線費用は本工事受注者にて負担すること。
- (エ) Free Wi-Fi は施設利用者が無料で利用してインターネットに接続できること。
- (オ) SSID は「Be. Okinawa Free Wi-Fi」とし、既存の「Be. Okinawa Free Wi-Fi」との認証連携ができること。
- (カ) Free Wi-Fi は以下の要件を満たす認証システムのもとで提供されること。
 - ①総務省が「公衆 Wi-Fi 提供者向け セキュリティ対策の手引き」に定めた認証基準に準拠しているほか、データの暗号化、アクセス記録の保存及び違法・有害サイトのフィルタリング等、サイバー犯罪等の防止の観点から捜査当局が求める対策に対応できること。
 - ②一般社団法人公衆無線 LAN 認証管理機構が策定及び管理する「公衆無線 LAN サービスの認証手続き」において、事業者間で連携を行う際の技術方式 (WEB API

- 方式)に対応し、対応コストも含むこと。
- (キ) Free Wi-Fi の通信規格は、IEEE802.11ax (Wi-Fi6) とし、あらゆるパソコン・スマートフォン等で利用できるよう、下位互換に対応していること。
 - (ク) アクセスポイントは Wi-Fi6、同時接続数 256 以上に対応する RUCKUS 社製とし、R350 (屋内用)、T350 (屋外用) と同等品すること。
 - (ケ) アクセスポイント毎の利用実績を Web で確認できる機能及び稼働監視機能 (365 日・24 時間) を備えること。
 - (コ) 多言語 (日本語・英語・韓国語・繁体字・簡体字) に対応していること。
 - (サ) サービスエリア内において、利用者がアクセスポイント間を移動中に、通信切断、利用者再認証等ができるだけ生じないこと。
 - (シ) Wi-Fi サービスの連続接続時間及びサービス提供時間帯の時間制限ができる仕様にする。
 - (ス) 本工事にて構築した Free Wi-Fi 設備におけるインターネットサービスの提供は、発注者との協議を経た上で受注者が手配した通信役務提供者にて実施すること。

7. 工事の成果物等

(ア) 内容

県有施設 Free Wi-Fi 整備に係る資料

(着手届、工程表、工事報告書 (作業中写真等を含む)、工事打合せ簿、完了届、完成図書、引渡書、その他発注者の指示による)

※沖縄県へ引渡す LAN ケーブル等については、ケーブル長等の数量が分かるよう図面上に示すこと。

(イ) 提出方法

印刷物 1 部及び電子データ (PDF 等)

8. 引渡し期日

本工事の引渡し期日は、工事完了後に発注者の検査に合格し、受注者からの引渡書を受理したときとする。

9. 技術者等

受注者は、現場代理人及び主任技術者の配置を行うこと。

※主任技術者は公告に記載している配置予定技術者の要件を満たすこと。

10. 作業の安全

作業の安全確保のため本工事の実施にあたっては、現場内の整理整頓に努めなければならない。また、本工事と関連しない場所へ立ち入ってはならない。なお、作業にあたっては安全に十分配慮し実施すること。

11. 実施時間

本工事の実施は施設管理者の許可を前提とし、祝日を除く月曜日～金曜日までの午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までとする。但し、必要な場合は監督職員の指示により、夜間 (深夜) 若しくは休日に工事を行わせる場合がある。

12. その他工事実施において遵守すべき事項

本工事の実施にあたっては、以下の点を遵守すること。

(ア) 法律の遵守

① 受注者は、契約の履行にあたって、本工事の意図及び目的を十分に理解した上で、発注者の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

② 受注者は、工事の実施にあたり関連する法律等を遵守すること。

(イ) 機密情報及び個人情報の保護

受注者は工事の実施にあたり、受注者が独自に調査した情報以外に業務上知り得

た情報の守秘義務を負うとともに、漏洩等を防ぐための必要な措置を講じること。

(ウ) 一括再委託の禁止

本工事の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

(エ) その他留意事項

- ①原則、工事に必要となる機器、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、電力、通信費等については、受注者の負担とする。
- ②発注者が提供した資料は、本工事以外に使用できないものとする。
- ③本工事に係る成果物や情報等を関連工事に流用する場合は、発注者は受注者へ確認を行うものとする。
- ④本工事完了以降、発注者より資料等の提供依頼があった場合は、受注者はこれに協力するものとする。
- ⑤その他本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、発注者と受注者による協議にて定めるものとする。